

あなたも応急手当普及員になってみませんか！

目の前で誰かが倒れてしまったとき、あなたは助けてあげることができますか？

助かるはずの命を救うためには、救急車が到着するまでに応急手当を実施することが必要です。

消防署では、より多くの市民の皆さんに応急手当を身につけていただくための普及活動を行っています。

そこで、皆さんが普及員となって普及啓発活動を行ってみませんか。



応急手当普及員になると・・・

☆皆さんの職場や地域、サークル等で講師として普通救命講習会を開催できます。

☆講習を分割で行うなど、職場の勤務時間に合わせて、講習時間を自由に計画することができます。

☆講習に必要な資材（訓練用のダミー人形、AEDトレーナー、応急手当のDVD他）を消防署から無償で借りることができます。

☆普及員が行った講習を修了した方に、普通救命講習修了証を発行することができます。

どうすれば応急手当普及員になれるの？

応急手当普及員講習会を受講していただき、効果測定に合格した人が応急手当普及員として活動できます。

○応急手当普及員講習Ⅰ カリキュラム（3日間コース）

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資器材の取り扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験を含む）	360	
	各種手当での組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

○応急手当普及員再講習

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180



応急手当普及員に関するお問い合わせは
松江市消防本部 警防課 救急室までお願いします。
電話 0852-32-9132(直通)